

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人
税更正処分等取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成22年5月13日棄却・不受理・確定

(第一審・福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年11月28日判決、本資料2
58号-232・順号11090)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年5月28日判決、本資料25
9号-103・順号11216)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年5月13日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

当事者目録

上告人兼申立人	農事組合法人A組合
同代表者理事	甲
上告人兼申立人	農事組合法人B組合
同代表者理事	乙
上告人兼申立人	農事組合法人C組合
同代表者理事	丙
上告人兼申立人	農事組合法人D組合
同代表者理事	丁
上記4名訴訟代理人弁護士	錦織 淳ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	西川 英之